

灯油給油に関する仕様書

1 規格 J I S 1号

2 給油対象施設及び予定数量

施 設 名	住 所	予定数量
旭川聖苑	東旭川町倉沼62番地の33	148,000L
旭川市総合防災センター	東光27条8丁目	

3 留意事項

(1) 「旭川聖苑」関係

- ア 給油口は、ボックス型であることから、給油ボックスとの干渉による破損を避けるため、延長用のジョイントを使用すること。
- イ 給油タンクは2個（各20,000リットル）あり、給油口（規格65A・ねじ式）は各1か所ある。
- ウ 運搬車両から給油口までの距離は約6mあることから、必要に応じて延長ホースを準備すること。
- エ 搬入日及び時間帯は、旭川聖苑（39-7890）と事前に協議調整すること。
※旭川聖苑は通常、友引日のみ休業している。
- オ 物品、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに旭川聖苑へ連絡し、納入業者において原状回復を行うこと。
- カ 1回の発注量は概ね20,000リットル（10,000リットルで給油する場合あり。）となるが、一度で給油を行うこと。

(2) 「旭川市総合防災センター」関係

- ア 給油口は、ボックス型であることから、給油ボックスとの干渉による破損を避けるため、延長用のジョイントを使用すること。
- イ 給油タンクは2個（各30,000リットル）あり、給油口（規格65A・ねじ式）は各1か所ある。
- ウ 搬入日及び時間帯は、消防本部指令課（33-9961）と事前に協議調整すること。
- エ 物品、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに消防本部指令課へ連絡し、納入業者において原状回復を行うこと。
- オ 1回の発注量は概ね10,000リットル（発注量が増減する場合あり。）となるが、一度で給油を行うこと。

4 単価変更

- 契約単価の変更は、別に定める「灯油の競争入札における契約単価の変更基準」に基づき行うものとする。

灯油の競争入札における契約単価の変更基準

灯油の競争入札における契約単価の変更は、次のとおり行うものとする。

1 定義

(1) 調査基準日

各月の11日から17日（17日が祝日の場合は18日）までの間において、資源エネルギー庁が週次調査を行う日

(2) 調査価格

調査基準日における、資源エネルギー庁が公表している北海道局の配達灯油の週次価格（18リットル当たりの消費税等を含む価格）

2 変更基準

(1) 契約期間の第1月においては、当該月の調査価格と入札を実施する週の調査価格の差が1.98円以上あった場合に、当該月の1日に遡り契約単価の変更を行うものとする。

(2) 契約期間の第2月及び第3月においては、当該月の調査価格と前月の調査価格の差が1.98円以上あった場合に、当該月の1日に遡り契約単価の変更を行うものとする。

3 2の(1)(2)に基づく変更後の契約単価は、次の計算式による。

(1)・当該月の調査価格 － 入札実施日の属する週の調査価格 ＝ 価格差 ……A

・ $A \times 1/18 \times 100/110$ ＝ 消費税等を除く1リットル当たりの価格差 ……B

・ 変更前の消費税等を除く契約単価 ＋ B ＝ 変更後の消費税等を除く契約単価 ……C

・ $C \times 110/100$ ＝ 変更後の消費税等を含む契約単価 ……D

(2)・当該月の調査価格 － 前月の調査価格 ＝ 価格差 ……A

・ $A \times 1/18 \times 100/110$ ＝ 消費税等を除く1リットル当たりの価格差 ……B

・ 変更前の消費税等を除く契約単価 ＋ B ＝ 変更後の消費税等を除く契約単価 ……C

・ $C \times 110/100$ ＝ 変更後の消費税等を含む契約単価 ……D

4 この変更基準で用いる価格の小数点以下の取扱いについて、消費税等を除く価格については小数点第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。また、消費税等を含む価格については小数点第3位までとする。

5 前各項の規定にかかわらず、当初予測できない特別の事情が発生し、1から4までに定める基準により難しい場合は、両者協議の上、決定する。